

食安輸発1218第7号
平成24年12月18日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成24年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について

標記については、平成24年3月29日付け食安輸発0329第2号（最終改正：平成24年12月14日付け食安輸発1214第3号）により実施しているところです。

今般、腸管出血性大腸菌の検査法が改正されたことから、下記のとおり改正し、同通知の別添を別紙のとおりとしますので、御了知の上、対応方よろしく申し上げます。

記

平成24年3月29日付け食安輸発0329第2号「平成24年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について」の別添「Ⅱ 畜水産食品のモニタリング検査実施要領中の2検査方法、(2)試験方法のエ. 腸管出血性大腸菌O26、O103、O111及びO157」の

「腸管出血性大腸菌O26、O111及びO157の検査法について」（平成24年5月15日付け食安監発0515第3号）中の別添「食品からの腸管出血性大腸菌O26、O111及びO157の検査法」により試験を実施する。

「腸管出血性大腸菌O103の検査法について」（平成24年5月25日付け食安輸発0525第1号）により試験を実施する。

を

「腸管出血性大腸菌O26、O111及びO157の検査法について」（平成24年12月17日付け食安監発1217第3号）中の別添「食品からの腸管出血性大腸菌O26、O111及びO157の検査法」により試験を実施する。

「腸管出血性大腸菌O103の検査法について」（平成24年12月18日付け食安輸発1218第4号）により試験を実施する。

に改正し、また、別添「IV 農産食品のモニタリング検査実施要領中の2検査方法、(2)試験方法のカ. 腸管出血性大腸菌O26、O104、O111及びO157」の

「腸管出血性大腸菌O26、O111及びO157の検査法について」(平成24年5月15日付け食安監発0515第3号)中の別添「食品からの腸管出血性大腸菌O26、O111及びO157の検査法」により試験を実施する。

「腸管出血性大腸菌O104の検査法について」(平成24年5月25日付け食安輸発0525第2号)により試験を実施する。

を

「腸管出血性大腸菌O26、O111及びO157の検査法について」(平成24年12月17日付け食安監発1217第3号)中の別添「食品からの腸管出血性大腸菌O26、O111及びO157の検査法」により試験を実施する。

「腸管出血性大腸菌O104の検査法について」(平成24年12月18日付け食安輸発1218第5号)により試験を実施する。

に改正します。